

令和 7 年度

第 2 回 尼崎市国民健康保険運営協議会

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

尼崎市役所 本庁舎 南 B1-3 会議室

尼崎市

(余 白)

## 令和7年度 第2回

### 尼崎市国民健康保険運営協議会 次第

日 時：令和7年12月22日（月） 午後1時30分～  
場 所：尼崎市役所 本庁舎 南B1-3会議室

#### 1 開 会

#### 2 議 事

子ども・子育て支援納付金に係る尼崎市国民健康保険条例の  
改正について（答申）

#### 3 報 告

兵庫県における保険料水準の統一に向けた対応と本市が今後対  
応すべき事項について

## 尼崎市国民健康保険運営協議会委員名簿

区分	氏名	委嘱年月日	推薦団体等
公益代表	道中 隆	令和6年9月1日	関西国際大学
	波田 弥生	令和6年9月1日	園田学園大学
	(推薦依頼中)		尼崎市民生児童委員協議会連合会
被保険者代表	高橋 和義	令和6年9月1日	公 募
	野嶋 厚志	令和6年9月1日	公 募
	寺井 利一	令和6年9月1日	選 任
療養担当者代表	原 秀憲	令和6年9月1日	尼崎市医師会
	井波 眞紀子	令和6年9月1日	尼崎市歯科医師会
	中村 祥子	令和6年9月1日	尼崎市薬剤師会
被用者保険代表	宗和 恭志	令和6年9月1日	健康保険組合

定数 10人

任期 3年（令和6年9月1日～令和9年8月31日）

会長 道中 隆

副会長 波田 弥生

## 過去の尼崎市国民健康保険運営協議会 開催実績

### 〈令和3年度〉

- 第1回（9月開催）
- 議事 (1) 会長・副会長の選出について  
(2) 出産育児一時金の支給額に係る尼崎市国民健康保険条例の改正について（諮問）
- 報告 (1) 尼崎市国民健康保険事業の概況について  
(2) 令和2年度国民健康保険事業費の決算見込みについて
- 第2回（10月開催）
- 議事 (1) 出産育児一時金の支給額に係る尼崎市国民健康保険条例の改正について（答申）  
(2) その他

### 〈令和4年度〉

- 第1回（12月開催）
- 議事 出産育児一時金の支給額に係る尼崎市国民健康保険条例の改正について
- 報告 (1) 兵庫県の保険料水準の統一に向けた現状について  
(2) 尼崎市国民健康保険事業の概況について  
(3) 令和3年度尼崎市国民健康保険事業費会計の決算について

### 〈令和5年度〉

- 第1回（11月開催）
- 議事 副会長の選出について
- 報告 (1) 尼崎市国民健康保険事業の概況について  
(2) 尼崎市国民健康保険事業費会計の財政状況について

### 〈令和6年度〉

- 第1回（11月開催）
- 議事 会長・副会長の選出について
- 報告 (1) 尼崎市国民健康保険事業の概況について  
(2) 令和5年度尼崎市国民健康保険事業費会計の財政状況について  
(3) 兵庫県下における保険料水準の統一に向けた進捗状況について

### 〈令和7年度〉

- 第1回（11月開催）
- 議事 子ども・子育て支援納付金に係る尼崎市国民健康保険条例の改正について（諮問）
- 報告 (1) 尼崎市国民健康保険事業の概況について  
(2) 尼崎市国民健康保険事業費会計の財政状況について

## 国民健康保険運営協議会に関する法律、条例等の抜粋

### ◎ 国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

注 重要事項（昭和34年1月27日保発第4号通達）

\*一部負担金の割合 \*保険料の賦課方法 \*保険給付の種類及び内容の変更等

### ◎ 国民健康保険法施行令

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

- 第3条 法第11条第1項に定める協議会（第5項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。
- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内の数とする。
- 3 法第11条第2項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第5条第1項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

- 第4条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

## ◎ 尼崎市国民健康保険条例

(協議会の委員の定数等)

第2条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項の規定により同項に規定する協議会として設置される尼崎市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第64条に規定する保険医又は同条に規定する保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第7条第3項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員 1人

2 委員は、前項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(協議会の招集等)

第2条の2 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員の4分の1以上の者から協議会の招集の請求があったときは、会長は、これを招集しなければならない。

3 協議会は、次に掲げる要件の全てを満たす場合でなければ、会議を開くことができない。

- (1) 委員の半数以上が、出席し、かつ、議決に加わることができること。
- (2) 前条第1項各号に掲げる者のうちから委嘱された委員のそれぞれ1人以上が、出席し、かつ、議決に加わることができること。

4 前項の規定にかかわらず、協議会は、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、会議を開くことができる。

- (1) 第7項の規定により議決に加わることができない者が委員の半数を超えること又は同一の事件について再度招集してもなお出席した委員で議決に加わることができるものが委員の半数に達しないこと。
- (2) 前項第2号に掲げる要件

5 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

7 委員は、自己又はその父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の利害に関係する議事に参与することができない。ただし、協議会の同意があったときは、当該議事に係る会議に出席し、発言することができる。

8 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

9 会長は、会議終了後、速やかに、議事の次第及び出席した委員の氏名を市長に報告しなければならない。

(協議会の運営の細目)

第2条の3 前2条に規定するもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(協議会の招集の特例)

3 最初に招集される協議会は、第2条の2第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(余 白)



尼 岡 年 第 2 7 9 0 号

令 和 7 年 1 1 月 1 3 日

尼 崎 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

会 長 道 中 隆 様

尼 崎 市 長

松 本



国 民 健 康 保 険 事 業 に つ い て ( 諮 問 )

本 市 の 国 民 健 康 保 険 事 業 に つ き ま し て は 、 貴 協 議 会 の 御 意 見 を 尊 重 し 健 全 運 営 に 鋭 意 努 力 し て い る と こ ろ で ご ざ い ま す 。

つ き ま し て は 、 令 和 8 年 度 の 事 業 運 営 に あ た り 下 記 の 事 項 を 諮 問 い た し ま す の で 、 よ ろ し く 御 審 議 を 賜 り 、 御 答 申 く だ さ る よ う お 願 い 申 し 上 げ ま す 。

記

○ 諮 問 事 項

1 子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 に 係 る 尼 崎 市 国 民 健 康 保 険 条 例 の 改 正

(1) 保 険 料 の 賦 課 額

子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 賦 課 額 は 、 所 得 割 額 、 被 保 険 者 均 等 割 額 、 18 歳 以 上 被 保 険 者 均 等 割 額 及 び 世 帯 別 平 等 割 額 の 合 計 額 と す る 。

(2) 保 険 料 率

子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 賦 課 額 の 保 険 料 率 は 、 次 の と お り と す る 。

ア 所 得 割

子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 賦 課 総 額 の 100 分 の 47 に 相 当 す る 額 を 、 被 保 険 者 の 基 礎 控 除 後 の 総 所 得 金 額 等 の 総 額 で 除 し て 得 た 数

イ 被 保 険 者 均 等 割 額

子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 賦 課 総 額 の 100 分 の 37 に 相 当 す る 額 を 、 保 険 料 の 賦 課 期 日 に お け る 被 保 険 者 の 見 込 数 で 除 し て 得 た 額

ウ 18 歳 以 上 被 保 険 者 均 等 割 額

18歳未満の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額することとなる額の総額を、保険料の賦課期日における18歳以上の被保険者の見込数で除して得た額

エ 世帯別平等割額

子ども・子育て支援納付金賦課総額の100分の16に相当する額を、保険料の賦課期日における被保険者の属する世帯の見込数で除して得た額

(3) 保険料の賦課限度額

子ども・子育て支援納付金の賦課限度額は、国民健康保険法施行令に規定する額とする。

2 施行日

令和8年4月1日

以上

# 子ども・子育て支援納付金について

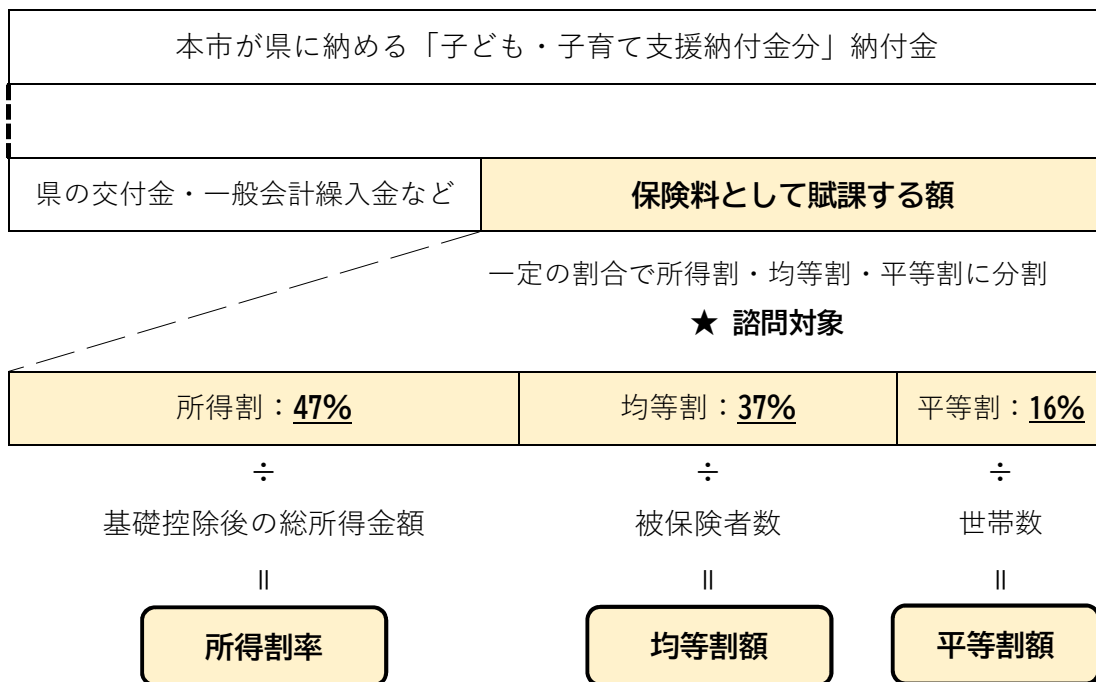
## 1 子ども・子育て支援納付金とは

子ども・子育て支援納付金は、国が「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において実施を決定した年3.6兆円規模のこども・子育て政策の拡充に必要な財源を賄うため、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築されるものである。納付金の規模は、令和8年度：6千億円程度、令和9年度：8千億円程度、令和10年度以降：1兆円程度とされており、後期高齢者を含む全世代が医療保険料と合わせてこれを拠出することとなる。

## 2 子ども・子育て支援納付金の賦課について

子ども・子育て支援納付金分の保険料率は、兵庫県に納付する国民健康保険事業納付金から、県の交付金や市の一般会計からの繰入金を除いた金額を一定の割合で所得割、均等割及び平等割に分割し、それぞれ被保険者の所得の総額、被保険者数、被保険者世帯数で割ることによって算定する。

### 【保険料率算定過程（イメージ）】



ただし、子ども・子育て支援納付金分保険料については、従来の保険料とは異なり、**18歳未満の被保険者に係る均等割額**（低所得軽減・未就学児均等割軽減適用後）が**全額軽減**され、その減額された保険料相当額は、**18歳以上の被保険者で均等に負担（18歳以上被保険者均等割）**することとされている。

【18歳以上被保険者均等割額算定過程（イメージ）】

○設定条件

- ・前頁の算定過程に従って決定した均等割額：1,500円と仮定
- ・被保険者数：100人（18歳以上：90人、18歳未満：10人）
- ・低所得軽減及び未就学均等割軽減額：保険料の4割相当額

均等割額 A	被保険者数 B	軽減前保険料 C (A×B)	保険料軽減額 D (C×40%)	保険料負担額 (C-D)
1,500円	18歳以上：90人	135,000円	54,000円	81,000円
	18歳未満：10人	15,000円	6,000円	<b>9,000円</b>

設定条件に基づいて保険料の算定を行った場合、均等割の担額は上表のとおりとなるが、子ども・子育て支援納付金分の保険料においては、18歳未満の被保険者に係る軽減後の均等割額（表中の9,000円）を18歳以上の被保険者が負担する仕組みであることから、従来の所得割率・均等割額・平等割額とは別に「18歳以上被保険者均等割額」を設定する必要がある。

18歳未満均等割負担額 E	18歳以上被保険者数 F	18歳以上被保険者均等割額 E÷F（1円未満切捨て）
9,000円	90人	<b>100円</b>

以上を踏まえ、子ども・子育て支援納付金導入後の国民健康保険料の全体像は以下のとおりとなる。※既存の保険料については令和7年度の本市保険料率を記載

	所得割率	均等割額	平等割額	18歳以上 均等割額	賦課限度額
医療分	8.04%	31,200円	19,404円	－	660,000円 （政令準拠）
後期高齢者 支援金等分	3.12%	12,048円	7,500円	－	260,000円 （政令準拠）
介護納付金分	3.00%	12,132円	5,928円	－	170,000円 （政令準拠）
子ども・子育て 支援納付金分	未定	未定	未定	未定	政令準拠 <b>★諮問対象</b>

### 3 Q&A

#### Q 1 子ども・子育て支援金は何に使われるのか

支援金が充てられる事業は法律（子ども・子育て支援法）で以下のとおり定められており、これら以外の目的で使用されることはない。

- (1) 児童手当  
高校生年代まで延長、所得制限の撤廃、第3子以降の支給額増額を実施
- (2) 妊婦のための支援給付  
妊娠・出産時における10万円の給付金
- (3) こども誰でも通園制度  
乳児等のための支援給付
- (4) 出生後休業支援給付  
育児休業給付とあわせて手取り10割相当（最大28日間）
- (5) 育児時短就業給付  
時短勤務中の賃金の10%を支給するもの
- (6) 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置
- (7) 子ども・子育て支援特例公債  
子ども・子育て支援納付金の拠出が満年度化する令和10年度までの間に限り、(1)~(6)の費用の財源として発行する債券に係る償還金

※各政策の実施スケジュール等については別紙1を参照

#### Q 2 なぜ医療保険料とあわせて払うのか

社会保険制度は、社会連帯の理念を基盤としてともに支え合う仕組みである。子ども・子育て支援納付金も、こうした社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を全世代で支える、新しい分かち合いの仕組みであるとされている。

社会保険制度の中でも、医療保険制度は、

- ・他の社会保険制度と比較して賦課対象者が広いこと
- ・現行制度においても、後期高齢者支援金や出産育児支援金など、世代を超えた支え合いの仕組みが組み込まれていること
- ・急速な少子化・人口減少に歯止めをかけることが、医療保険制度の持続可能性を高めること

から、医療保険料と合わせて拠出することとなったもの。

Q 3 なぜこどもがいない人や子育てが終わっている人まで払わなければならないのか

少子化・人口減少の問題は、日本の経済全体、地域社会全体の問題であり、こどもがいない方や子育てが終わっている方などにとっても、極めて重要な課題となっている。

したがって、子ども・子育て支援納付金を充てる給付を直接受けない方にとっても、少子化対策によって我が国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めることは、かけがえのない重要な意義を持つものであることから、全世代において拠出することとされた。

※各医療保険の按分については別紙 2 を参照

Q 4 子ども・子育て支援金の創設により負担が増えるのではないのか

子ども・子育て支援金制度は、こどもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える仕組みとして拠出いただくものであるが、拠出額となる 1 兆円分については、医療・介護の徹底した歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じない（社会保障負担率を上昇させない）こととされている。

なお、歳出改革については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）に沿って、令和 10 年度までの各年度の予算編成過程において具体的な内容を検討・決定していくこととなっている。

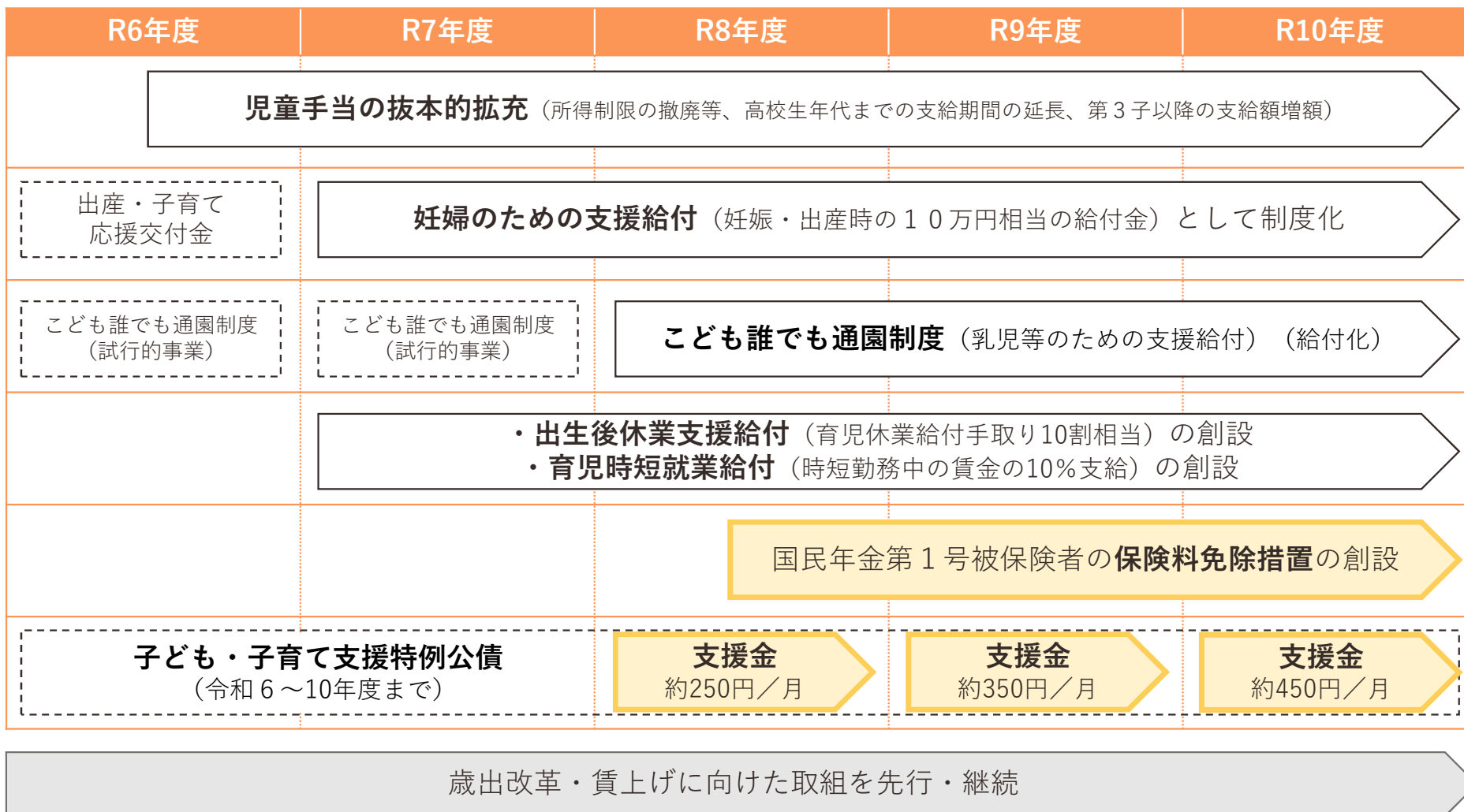
Q 5 子ども・子育て支援金の額はいくらになるか

支援金にかかる個々人の具体的な拠出額については、加入する医療保険制度、所得や世帯の状況等によって異なるが、国は、令和 10 年度における医療保険別の 1 人当たり負担額を

- ・健康保険組合や協会けんぽなどの被用者保険で月額 500 円程度
- ・国民健康保険で月額 400 円程度
- ・後期高齢者医療制度で月額 350 円程度

と想定している。

※令和 8 年度以降の負担額の想定は別紙 3 を参照



支援納付金の総額

個人・事業主拠出の総額 1兆円 + 公費(※) の計約1.3兆円  
 ※国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合(公務員)の事業主負担分等のため所定の公費を投入

<後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分>

後期高齢者医療制度  
とそれ以外

後期  
高齢

後期高齢者医療制度以外【91.7%】

【8.3%】  
約1,100億円

<国保と被用者保険の加入者数により按分>

国保と被用者保険

国保【23%】  
約3,000億円

被用者保険【68%】

<総報酬により按分>

被用者保険間

協会けんぽ【30%】  
約3,900億円

健保組合【28%】  
約3,700億円

共済等【10%】

約1,300億円

保険者	加入者1人当たり支援金（月額）		
	R8年度見込み	R9年度見込み	R10年度見込み
<b>全制度平均</b>	<b>250円</b>	<b>350円</b>	<b>500円</b>
<b>被用者保険</b>	<b>300円</b>	<b>400円</b>	<b>500円</b>
協会けんぽ	250円	350円	450円
健保組合	300円	400円	500円
共済等	350円	450円	600円
<b>国民健康保険</b>	<b>250円</b> (参考) 350円/世帯	<b>300円</b> (参考) 450円/世帯	<b>400円</b> (参考) 600円/世帯
<b>後期高齢者医療制度</b>	<b>200円</b>	<b>250円</b>	<b>350円</b>

- ※ 国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。
- ※ 国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行う。また、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、こども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）についての均等割額は全額軽減する。
- ※ 後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行う。

支援金制度の施行スケジュール

実施主体	R7年度				R8年度
	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6
子ども家庭庁 厚労省			<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定府省令公布</li> <li>・納付金算定ガイドライン</li> <li>・条例参考例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令公布（保険料）</li> <li>・納付金確定係数</li> </ul>	
国保中央会	<p>納付金システム改修</p>	<p>市町村事務処理標準システム改修</p>			
都道府県			<ul style="list-style-type: none"> <li>・R8納付金仮算定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R8納付金本算定</li> <li>・運営方針改定</li> </ul>	
尼崎市	条例改正		<ul style="list-style-type: none"> <li>・運協諮問</li> </ul> <p>諮問内容を委員協議会（12月）報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申</li> <li>・改正政令公布後 議案提出（追送）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行期日：R8.4.1</li> <li>・保険料率決定：R8.5</li> </ul>
	予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月補正（システム改修）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・R8当初予算（保険料等）</li> </ul>	
	システム		<p>外付けシステム改修（検討等）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準システム改修資産適用等</li> </ul>